

住民監査請求の要件審査 項目一覧表

本表は、住民監査請求の要件審査における項目一覧であり、自治体実務担当者が、左記要件の項目及びその内容を概括的に、かつ簡便に把握できるようにすることを目的として、直接的には本サイト中の「自治体実務者のための住民監査請求の要件審査」の内容に準拠して作成した。なお、左記資料は、「市町村職員のための住民監査請求の要件審査研究室【解説編】」の一部(本 Web サイト情報の集約版)をなすものである。

「自治体実務者のための住民監査請求の要件審査」ページ

→ https://audittetchan.wpxblog.jp/0a_integrate/

「市町村職員のための住民監査請求の要件審査研究室【解説編】」トップページ

→ <https://audittetchan.wpxblog.jp/>

本表は、前記の通り、住民監査請求の要件審査における自治体実務担当者の、各請求要件に対する理解が容易となるようにすることを旨として作成したものであり、各要件の詳細な判断基準は相当程度単純化して記述している。したがってこれらの要件の詳細については、上記準拠資料等を参照いただきたい。また実際の局面では、既に現出した判例、行政解釈では判断がつかない事案も多々発生すると思われる。実際裁判例等では、さまざまな判断要素を考慮し、その考量の上で判断がなされているのであり、自治体実務者が要件審査に臨む際も、各要件判断の考量を行うにあたり、住民監査請求制度の制度目的や各要件の個別目的に適合的かについて、必ず考慮すべきである。

なお本表、準拠資料とも、実務的利用を想定するため、最高裁判例や行政解釈を基礎として記述しているが、そうしたものがない論点については筆者の私見が含まれるものである。

【凡例】

- ・ 上記「自治体実務者のための住民監査請求の要件審査」の該当箇所は、項目番号(例:「2(1)ア」のように)で記載する。
- ・ 根拠法令は、法令名・条文番号(項は丸数字、号はローマ数字)を記載する。なお地方自治法は法と、地方自治法施行令は令と、同施行規則は規則と略称する。
(「法 242②但」は地方自治法 242 条 2 項ただし書き)
- ・ 内容が裁判例に基づくときは、裁判所・判決期日を記載する。
(最判平 12・3・4、東京地判昭 61・2・3 のように)
- ・ 内容が行政解釈に基づくときは、「行政解釈」とのみ記載する。行政解釈には、総務省(自治省)の解釈通知、行政実例のほか、松本逐条や財務実務提要、総務(自治)省関係者による資料などの記載事項も含める。

【履歴】

2024/1/23 初版

2024/1/29 初版 a（集約版の修正に伴う整合整理）

Copyright
Audit.Tetchan

1 形式的請求要件(これに類するものを含む)

監査請求書及び事実証明書の提出(法 242①)

1 監査請求書

- ☐ 次の事項が記載されていること(令 172、規則 13、7(2))
- ・ 地方自治法 242 条 1 項による措置請求である旨
 - ・ 請求の要旨
 - ・ 請求人の住所氏名 (氏名は自署。盲人の点字による氏名記載を含む)
 - ・ 請求日
 - ・ 請求先監査委員

2 事実証明書

- ☐ 監査請求書等とあわせて請求対象財務会計行為等(財務会計行為及び怠る事実)の存在・特定及びその違法不当性を明らかにする、監査請求書から独立した何らかの資料が提出されていること(法 242①、7(3))
- ・ 事実証明書の書式は問わない(行政解釈)
 - ・ 原則として監査請求書から独立した資料であることを要するが、監査請求書と事実証明書たる資料が一体となったものや、請求対象となる特定の財務会計行為等の存在が自明であるなどにより監査請求書の内容で上記の目的が達せられる場合に、独立した事実証明書の提出を不要とすることは可能(神戸地判平 3・11・25、京都地判昭 63・11・9)

一事不再議原則への抵触がないこと(最判昭 62・2・20、行政解釈)

- ☐ 同一の住民の、同一の財務会計行為等を対象とした、再度の住民監査請求の提起でないこと(最判上記、行政解釈、1(2)ウ)
- ・ ただし、適法な住民監査請求に対し監査委員が請求要件を満たさない不適法なものとした(却下決定)場合、再度の請求をすることは可能(最判平 10・12・18)。つまり上記要件は、実質的には、ある特定の請求対象事項につき適法な住民監査請求がありこれに既に監査がなされた場合、当該対象事項について、同一の請求人は再度の監査請求をなすことはできないという意味となる。
 - ・ 対象事項が同一の財務会計行為等である限り、措置要求内容や請求人が提出する論拠、証拠方法が異なっても、本要件に抵触することとなる
 - ・ 財務会計職員の財務会計上の行為を違法、不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には、特段の事情が認められない限り、同監査請求は当該行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権を当該自治体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての住民監査請求をもその対象として含むことと解されることとなる。つまり、同一の財務会計行為について、財務会計行為の違法不当を問う請求と、当該行為の違法等から生じる請求権行使を怠る事実の違法不当を問う請求は、本要件における同一の財務会計行為等に対する請求とみなされる(上記昭 62 最判)
 - ・ 異なる住民による同一の財務会計行為等に対する住民監査請求の提起は適法である。ただし監査が既往である場合で、改めて監査をする必要がないと監査委員が認める場合は、既往の監査結果を示すことで足りる(行政解釈)。

2 主観的請求要件(請求人資格)

請求人は、当該自治体の住民であること(法 242①)

1 共通事項

- ☐ 請求人は、住民監査請求を提起した時点から当該住民監査請求の完結まで、継続して住民であること(2(2)ウ)
 - ・ 住所は1箇所によりのみ定まるのであり、複数の都道府県・市区町村に同時に同一人は住民監査請求を提起できない(行政解釈、2(2)イ a))
- ☐ 請求人が複数であるときは、最低でもそのうちの1名が上記の要件を満たしていること(2(2)エ a))
(請求人多数の場合で一部の者が住民要件を満たさない場合は、当該請求自体は住民要件については満たしており、住民要件を満たさない者に限り請求人から排除される)
- ☐ 首長が個人として請求人となるものではないこと(1(2)ウ)

2(1) 請求人が自然人の場合

- ☐ 請求人が、生活の本拠たる住所を当該自治体に置くこと(法 10①、民法 22、2(2)イ a))
 - ・ 住民票の住所が当該自治体である場合は、請求人の生活の本拠が当該自治体になという反証がないこと(住基法 1、2(2)イ b))
 - ・ 住民票の住所が当該自治体でない場合は、請求人が、当該自治体に生活の本拠があることを証明していること(同上)
 - ・ 外国人であっても住民である以上は、請求人適格がある(行政解釈、2(2)ア)
- ☐ 請求人が、未成年者又は成年被後見者でないこと(2(2)ア b))
 - ・ 法律上の行為能力を要とするのが行政解釈

2(2) 請求人が自然人でない場合

ア 法人格のある団体の場合

- ☐ 法人の住所(主たる事務所)が当該自治体にあること(一般社団法人法 4 条、NPO 法人法 6 条等、行政解釈、2(2)イ a))

イ 法人格のない団体の場合

- ☐ いわゆる権利能力のない団体としての要件(最判昭 39・10・15)を満たしていること(福岡地判平 10・3・31、2(2)ア)
(権利能力のない団体としての要件)
 - ・ 団体としての組織を備える
 - ・ 多数決の原理が行われている
 - ・ 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続する
 - ・ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している
- ☐ 規約等において主たる事務所が当該自治体にあり、活動実態ももっぱらその自治体においてである等、住所が当該自治体にあると認める事情があること(2(2)イ)
- ☐ 構成員の多数が住民でないといった、住所要件を潜脱するような実態がないこと(福岡地判平 10・3・31 ほか、2(2)ア)

3 客観的請求要件(請求対象の財務会計行為性)

請求の対象事項は、地方自治法 242 条 1 項所定の「財務会計行為」又は「怠る事実」であること(法 242①)

1 共通事項

- ☐ 請求の対象事項は、次に掲げるものであること(法 242①、3(1))
- 【財務会計行為(未成の財務会計行為を含む)】
- ・ 公金の支出
 - ・ 財産の取得、管理又は処分
 - ・ 契約の締結又は履行
 - ・ 債務その他の義務の負担
- 【怠る事実】
- ・ 公金の賦課又は徴収を怠る事実
 - ・ 財産の管理を怠る事実
- ☐ 請求の対象事項は、財務的処理を直接の目的とするものであり、例えば、財務会計行為の前提となるが直接的には財務的処理を目的としない決定行為等は、これには当たらないこと(最判平 2・4・12、3(1))

2(1) 請求の対象事項が、財務会計行為の場合

- ☐ 当該自治体の執行機関又は職員が行った行為であること(法 242①、最判昭 62・4・20(「当該職員」定義)、最判平 3・11・28(地方公社等の行為の排除)など、4(1)(2))
- ・ 外郭団体等(いかに密接な関係があっても)の財務会計行為ではないこと。例えば首長が外郭団体の長を兼ねる場合において、首長たる個人が外郭団体の長として行った財務会計行為は、当該自治体に対する住民監査請求の対象とはならない。
 - ・ 財務会計行為の外観を呈する権限外不法行為(例:権限外職員の偽造公文書による公金の支出等)については、ここでの「執行機関・職員」要件からは外れるが、住民監査請求の対象事項の構成においては、財務会計行為ではなく、行為者に対する請求権行使を怠る事実として住民監査請求の提起が可能なので、ここでの要件を考慮する必要はない
- ★念のため★
- 【執行機関】(4(2)ア)
- ・ 地方自治法7章所定の機関であり、議会に含まれないが、議会費の執行等は住民監査請求の対象事項となる(首長部局職員又は首長部局職員に併任された議会事務局職員が執行の決裁を行っているはずである)。また議員に対し資金前渡された資金による支払は、法 242 条 1 項の「公金の支出」として住民監査請求の対象となる(最判平成 18・12・1)。
 - ・ 首長以外の執行機関については、首長から財務会計行為に関する権限の委任をされていること(教育委員会の教育財産管理(地教行法 21Ⅱ)を除く)
- 【職員】(4(2)イ)
- ・ 法令により財務会計行為を行う権限を本来有する職員(首長、公営企業管理者等)、その権限を委任された職員及び財務会計行為について専決権等のある職員

1(1) 公金の支出

- ☐ 公金の原資が公租公課によるかどうかは問わないこと(補助金を財源とする支出、会計間の資金移動、公営企業資金の支出等も可)(3(2)イ)
- ☐ 「公金の支出」の手段である支出負担行為、支出命令、現実の支出は、各別に住民監査請求してもよいし、区別せず請求してもよいこと(最判平 14・7・16、3(2)ア b))
 - ・ 概算払した資金は、精算を待つことなく、概算払の時点で「公金の支出」として住民監査請求ができる(最判平 7・2・21)
- ☐ 公金として支出された金銭がその後どのように費消されたかを対象事項としていないこと(名古屋地判平 8・6・28、3(2)イ b))
 - ・ ただし資金前渡を受けた職員による前渡資金の支払は、ここでの「支出後の費消」の問題ではなく、「公金の支出」に当たる(最判平 18・12・1)

1(2) 財産の取得、管理又は処分

- ☐ 財産は、法 237 条 1 項所定の公有財産、物品、債権、基金のいずれかに該当すること(3(3)ア)

ア 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(法 238①Ⅳ)

- ☐ 直接本号に該当しない権利については、物権又はこれに準ずる権利であること
 - ・ 使用貸借にあたる権利は、これに該当しない(最判平 2・10・25)
 - ・ 永小作権、入会権、漁業権、入漁権、租鉱権、採石権等は、これに該当する(行政解釈)
 - ・ 占有権、水利権、担保物件、賃借権、借地権等は、これに該当しない(行政解釈)
 - ・ ただし、賃借権のうち物権的な性格・価値があり、地上権に準じて公有財産として管理すべきものは、これに該当すると解する余地がある(岡山地判平 17・5・24)

イ 出資による権利(法 238①Ⅶ)

- ☐ 出資したことによって取得する権利であること。出資そのものをどうするという権利は該当しない(3(3)ウ c))

ウ 債権(法 240①)

- ☐ 金銭の給付を目的とする権利であること(同項、3(3)ウ e))

ア 財産の取得

- ☐ 対象事項が土地区画整理事業の換地処分による土地取得の場合は、ここでの「財産の取得」には該当しないこと(最判昭 51・3・30)
- ☐ 対象事項が、自治体に単に収入を発生させるなど、公金の支出、義務の負担ないしは財産上の損失を伴わない、自治体に損害を発生させ得ない性格の行為でないこと(最判昭 48・11・27、行政解釈)
 - ・ この昭 48 最判判旨は現行法では適用されないとの説がある(1(2)ウ③)

イ 財産の管理

- ☐ 対象事項が、財務的处理を直接の目的とする行為であること。財務会計行為の前提ではあるがそれ自体が財務的处理を目的とするものではない行為(政策的な決定行為)は該当しないこと(最判平 2・4・12、3(3)イ)
 - ・ 対象外の典型例としては、工事請負契約締結の前段階における公道など公共施設の設置・廃止決定など
 - ・ 例えば、道路工事請負契約締結(財務会計行為)の前提としての道路工事施工決定は、それ自体財務会計行為の前提ではあっても財務的处理を直接の目的とする行為ではない(最判同)
- ☐ 財産の物としての価値の保全維持を直接目的とする行為であること(3(3)エ)
 - ・ 財産の目的・効用を維持発揮するための行為(道路の交通安全確保のための工作物設置、一般的な障害物排除等)は、通常は「財産の管理」に含まれない
 - ・ 財産の価値を毀損する事情が見受けられる場合(恒常的な自治体財産の排他的占有、固着的な妨害物や有害物の設置、財産の価値を損なう程度に著しく杜撰な一般管理行為等)の対応行為は、通常は「財産の管理」に含まれる
- ★個別事項★
- 【目的外使用許可(3(3)エ e)】
- ☐ 対象事項が財産運用的な内容のものであること
 - ・ 占有許可や目的外使用許可は、通常住民監査請求の対象たる「財産の管理」には含まれないが、目的外使用許可が実質的には財産運用的な行為の場合は、例外的に「財産の管理」に該当することがある、ということである

1(3) 契約の締結又は履行

- ☐ 契約という名称かどうかにかかわらず、実質的に民法上の契約(複数の意思表示の合致により成立する法律行為)に該当するものであること(3(4)ア a))
- ☐ その内容が、財務的处理を直接の目的とする契約であること(最判平 2・4・12)

1(4) 債務その他の義務の負担

- ☐ 自治体が直接財務上の義務を負う行為であること(3(4)イ)
 - ・ 例えば職員の給与の個別決定は債務その他の義務の負担にあたるが、職員の任用行為は(職員の任用行為は当然に給与の支給が後行することになるが)それ自体債務その他の義務の負担に該当しない
 - ・ 金銭給付契約は、自治体に直接財務上の義務を生じ、この類型に該当するが、通常は上記「契約の締結又は履行」の類型で観察される(どちらによって整理するかはさほどの問題ではない)

2 請求の対象である財務会計行為がまだなされていないが、相当の確実さをもってなされることが予測されるところの場合

- ☐ 客観的に見て、請求人の摘示する未成の財務会計行為が相当の確実さをもってなされたと推測される程度の熟度が認められること(3(6)ア)
 - ・ 単にその可能性が漠然と存在する程度のものは、これに該当しない
 - ・ 上記の熟度で財務会計行為が行われる蓋然性が客観的に認められるのであれば、例えば公金支出の時期や金額が未確定であっても差し支えないと解し得る(東京地判昭 55・6・10)
 - ・ 本要件は、財務会計行為がなされる事実関係としての可能性を問題とするものであり、なされようとしている財務会計行為の違法不当性を要件審査で問題とする必要はない
- ☐ 上記の蓋然性が、請求要件審査時点で存在すること(3(6)イ a))

2(2) 請求の対象事項が、怠る事実の場合

- ☐ 当該自治体の執行機関又は職員が行うべき財務会計行為を怠る事実であること(財務会計行為における要件の再掲/法 242①、4(1)(2))
 - ・ 例えば、例えば首長が外郭団体の長を兼ねる場合において、首長たる個人が外郭団体の長として行うべき財務会計行為を怠る事実は、当該自治体に対する住民監査請求の対象とはならない。
- ☐ 請求において対象事項とされる「怠る事実」が、事実関係として存在すること(広島地判昭 50・8・29、京都地判昭 54・11・30、3(5)エ)
 - ・ 例えば賦課徴収を怠るとされる公金が既に徴収済みである場合は、怠る事実は存在しないこととなる
 - ・ 請求人が「怠る事実」として摘示する事実が違法不当かどうかは、事実関係の問題ではないので、請求要件審査の問題とはならない

3 対象財務会計行為等の特定

- ☐ 請求の対象事項たる財務会計行為等は、原則として、請求人が提出した請求書その他の資料などにより、監査委員が当該財務会計行為等を他の事項から区別して特定認識できるように、請求人によって、個別的、具体的に摘示して特定されていること(最判平 2・6・5、3(7)ア)
 - ・ 請求人は、監査委員に監査の端緒を与えるだけでなく、どの財務会計行為等が住民監査請求の対象事項なのか、特定摘示しなければならない(最判同)
 - ・ 特定の程度は、監査委員が対象財務会計行為等を探索したり選択したりすることなく、請求人の示すところにより特定し得る程度のものをいう(3(7)イ)
 - ・ 請求人は、対象事項をすべて自ら特定して監査請求書等で指し示す必要はなく、例えば外部の資料(請求人の提出資料のほか、監査請求書等の内容から指し示される存在の明らかな資料、例えば当該自治体の公表報告書等)から対象事項が容易に特定できるのであれば、それをもって対象事項が特定されたとして差し支えない(最判 16・11・25、3(7)ウ)
- ☐ 特定の事業(計画段階であっても具体的計画が企画立案され一つの特定の事業として準備が進められているものは含む)が違法不当であり、それに関わる経費の支出全体が違法不当とする住民監査請求等、対象財務会計行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合は、請求人は事業の特定をすれば、それ以上に上記の程度の請求対象事項の特定をすることを要しない(最判平 18・4・25、3(7)ウ c))
 - ・ 事業を特定することで、対象の公金支出等の範囲が識別できるものであることを要する(個別の財務会計行為等の特定については、例えば事業部局を通じることにより、監査委員が対象公金支出等を容易に把握できるものであること)
 - ・ 事業の違法不当性を判断すれば事業に関わる支出に対して一体的に違法不当性の判断ができることを要する(個別の支出ごとに違法不当性の判断をする必要はないという意味)
 - ・ 決算書の数値等、対象公金支出を把握するための監督数値があれば、請求人の意図する対象公金支出の範囲と、実際に抽出される公金支出の範囲の齟齬は発生しないので、より望ましい
- ☐ 請求人が、その特定した対象財務会計行為等についての具体的な違法不当性の論拠を示していること(3(7)エ b))
 - ・ その主張に一定の客観性があれば、具体的な法令の根拠法条等厳密な内容まで示す必要はない。主張する論拠内容に理由があるかは、請求要件審査の問題ではない。

4 監査請求期間要件

請求は、対象財務会計行為があった日又は終わった日から1年以内に行うこと(正当な理由がある場合は、この限りでない)(法 242②)

1(1) 対象事項が財務会計行為又は不真正怠る事実である場合(監査請求期間制限あり)

- ☐ 請求対象事項が財務会計行為である場合は、下記(1)(2)の起算日(実務上は、期間計算における初日不算入原則が適用される(民法 140)ため、その翌日)から1年以内に提起された住民監査請求であること(同項、5(1))
 - ・ よって、例えばX年4月1日になされた財務会計行為に対する住民監査請求の提起期限は、X+1年4月1日中ということになる
 - ・ 住民監査請求の提起日は、監査請求書が監査委員(文書取扱課等で郵送物を一旦收受して庁内に分配する場合は、文書取扱課等)に到着した日であり(民法 97①)、監査請求書記載の日付と一致するとは限らない
- ☐ 請求人の摘示する対象事項が怠る事実の外形を呈する場合でも、実質的に、財務会計職員の特定の財務会計行為が違法・無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実(不真正怠る事実)が請求の対象であるときは、当該財務会計行為に対する住民監査請求と同視できる内容なので、上記と同じ監査請求期間制限の適用があること(最判昭 62・2・20(なお最判平 14・7・2)、5(4))
 - ・ 不真正怠る事実は、財務会計職員が財務会計法規に違反して財務会計行為を行った(例:規定違反の随意契約、官製談合等)ことにより自治体に損害賠償請求権等の請求権が生じた場合に、この請求権を行使しない、といった怠る事実を指す(真正怠る事実との違いに注意)
 - ・ 不真正怠る事実が請求対象である場合は、実際には問題となる財務会計行為が住民監査請求の請求対象に含まれているものとみなされる(最判昭 62・2・20)。そしてその場合の監査の内容は、実質的には当該財務会計行為の違法不当性が焦点となり、結局、当該財務会計行為を請求対象とすることとかわらないこととなる。
 - ・ ある財務会計行為が違法・無効であることにより生ずる請求権行使を怠る事実が請求対象で、この財務会計行為に関与する者が複数ある場合、当該財務会計行為に係る財務会計職員(準備職員や補助職員を含む:最判平 14・10・3)以外の行為による請求権行使を怠る事実の部分は、真正怠る事実なり、監査請求期間制限が適用されない(前記最判)

ア 監査請求期間の起算日:財務会計行為の監査請求期間起算日の原則

- ☐ 財務会計行為が一時的行為の場合は当該行為のあった日、財務会計行為が継続的行為の場合は当該行為の終わった日が起算日となること(最判平 14・9・12、行政解釈、5(3))
 - ・ 継続的行為に該当しない場合は、一時的行為として監査請求期間を計算する(5(3)イ a))
 - ・ 財務会計行為(例:契約締結)による効果が継続するものであっても(例:賃貸借契約、損失補償契約)、行われた財務会計行為(例:契約締結行為又は契約自体)の違法不当評価によりその財務会計行為によって生じる効果全体についての違法不当性評価が可能である場合は、一時的行為とする(5(3)イ b))。賃貸借契約のほか保証・損失補償契約や契約に基づく例月委託料支出等は通常一時的行為に分類される。
- ☐ 一つの目的のために複数のプロセスを経て行われる場合(例:公金の支出…支出負担行為、支出命令、現実の支出のプロセス。売買による財産取得…契約の締結、前記の公金支出、財産の所有権取得。概算払…概算払、精算)で、それぞれの行為の目的、権限、時期が異なるものは、それぞれの行為について独立して監査請求期間が計算されること(最判平 14・7・16、5(3)ウ)

イ 監査請求期間の起算日:不真正怠る事実の特例的な監査請求期間起算日

- ☐ 不真正怠る事実が請求対象事項のときで、財務会計行為が違法無効であることを前提として発生する、行使を怠るとされる請求権(=請求を怠る事実の対象)が、財務会計行為のされた時点ではいまだ発生していないか、これを行使することができない場合には、実体法上の請求権が発生し、これを行使することができた日が監査請求期間起算日となること(最判平 9・1・28、5(4)ウ d))
 - ・ 請求権の行使に法律上の障害(これと同視し得る客観的事情を含む)がある場合をいい、請求権の不知などは含まない(名古屋高(金沢支)判平 10・4・22)

1(2) 対象事項が真正怠る事実である場合(監査請求期間制限なし)

- ☐ 請求人の摘示する対象事項が怠る事実の外形を呈する場合で、上記不真正怠る事実該当しない場合(真正怠る事実)、監査請求期間の適用がないこと(最判昭 53・6・23、5(4)イ)
 - ・ 真正怠る事実とは、不真正怠る事実にあたらないものをいう。例えば、純然たる第三者が自治体に行った不法行為により自治体に生じた損害賠償請求権等を行使しない怠る事実が典型例だが、このほか財務会計行為が介在するものであっても例えば、自治体職員が関与しない談合契約(財務会計職員には財務会計法規上の違法がない)により自治体に生じた損害賠償請求権等を行使しない怠る事実といったものも含まれる(最判平 14・7・2)。
 - ・ 例えば官製談合契約により自治体に生じた損害賠償請求権等の行使を怠る事実とは、それ自体は不真正怠る事実となり、財務会計法規に違反して当該契約締結等を行った財務会計職員に対する損害賠償請求権の不行使に対しては監査請求期間制限が適用されるが、この契約締結に関与する職員のうち財務会計職員等に該当しないもの(例:当該契約に係る財務会計職員に影響力があるが当該契約について専決権のない、例えば副首長や当該契約締結業務ライン外の職員、議員等)に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実については、真正怠る事実として監査請求期間制限が適用されない(上記(1)再掲/最判平 14・10・3)
- ☐ ただし、財産の管理を怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わった場合には、怠る事実の終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求期間制限が適用されること(最判平 19・4・24、5(4)イb))
- ☐ ただし、上記(財産の管理を怠る事実に係る実体法上の)請求権の行使を怠り(「第1の怠る事実」)同請求権を除斥期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとして、第1の怠る事実が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実(「第2の怠る事実」)とした上で、第2の怠る事実を対象とする住民監査請求がされたときは、当該住民監査請求には、第1の怠る事実の終わった日を基準として住民監査請求期間制限が適用されること(最判同)

2 住民監査請求の提起が監査請求期間経過後になされた場合（請求期間経過後の請求提起に係る正当な理由の存否）（法 242②但）

- 監査請求期間経過後の請求提起について「正当な理由」が認められるのは、特段の事情のない限り、自治体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合であること（最判平 14・9・12、最判昭 63・4・22、5(5)ア・イ・ウ）
 - ・ 財務会計行為がきわめて秘密裡に行われ1年経過後にはじめて明るみになった場合や、天災地変等による交通杜絶により請求期間を徒過した場合は、正当な理由が認められる（行政解釈）
 - ・ 客観的とは、住民一般から見ての判断であり、請求人について判断するものではない（5(5)ウ a))
 - ・ 相当の注意力とは、通常の注意力を上回る概念であり、単に受動的に情報を探知するだけでなく、一般住民において情報を積極的に調査していく程度の状態をいう（5(5)ウ c))。例えば、自治体の公表活動がなされたのに請求人がそのことを知らなかった、新聞報道がなされたのに当時その新聞を購読していなかった等の事情がある場合、相当の注意力で調査したとは認められない
 - ・ 住民監査請求をするに足りる程度の対象行為の存在及び内容とは、一般住民において、対象行為の存在のみならず、当該行為を住民監査請求の対象とする程度に違法不当の問題がある（推知される）と認める程度に当該行為の内容を把握することをいう。例えば、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしたにもかかわらず当該行為の内容にかかる情報が曖昧にしか把握できないため違法不当の疑いが憶測の域を出ない段階では、対象行為の存在及び内容を知ったとはいえない（5(5)ウ b))。
 - ・ 契機となった複数の報道の内容に若干の食い違いがあったり、対象事項の存在及び内容について報道された後に自治体当局から公式の説明がなされた等の事情により、上記の程度に覚知できた時点についての判断は、通常左右されない（例：最判平 18・6・1）
- かつその上で、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に対象行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求がなされたこと（最判同、5(5)ア・イ・エ）
 - ・ 相当な期間とは、各請求の個別事情から見て上記時点を起算日にして住民監査請求を提起するのに要するやむを得ない期間と観念される
 - ・ 「相当な期間」の長さは、個別事情に依存するため裁判例での判断もまちまちではあるが、一般的な事例では2か月程度が一つの目安とされている（2か月が絶対的な基準ではない）。なお請求人の個別事情（例：請求人の入院等）は考慮されず、監査請求期間経過後の請求提起は可及的速やかに行われるべきという考え方が裁判例における一般姿勢であることから、例えば請求人が資料等を、自らより慎重に検討する等により要した期間などに対しては、正当な理由は認められないことが通常である（例：最判昭 63・4・22、最判平 14・10・15、最判平 17・12・15）
- かつその上で、請求人について、一般の住民（相当の注意力で調査することを仮想される一般の住民）よりも早く請求対象の財務会計行為の存在や内容（違法不当性）について知り得る機会がある場合は、「特段の事情」があるものとして、当該時点に「相当な期間」の起算日が前倒しされること（5(5)オ）
 - ・ 例えば、請求人が自治体の内部資料を入手できた、請求人たる議員が問題が明るみとなる前に自治体の執行部から説明を受けた等の事情がこれに相当する（例：最判平 14・10・15）